

新たな川崎市立高等学校の在り方検討懇談会運営等要綱

(令和7年5月26日付け7川教指第266号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、新たな川崎市立高等学校の在り方検討懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 教育長は、新たな川崎市立高等学校の事業の推進にあたり、次に掲げる事項について、懇談会の委員の意見を求める。

(1) 新たな川崎市立高等学校の在り方に関すること。

(2) その他必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 懇談会の委員は、高等学校に係る知見を有する者に教育長が就任を依頼する。

(開催期間)

第4条 懇談会の開催期間は、令和7年5月26日から令和9年3月31日までの期間とし、必要に応じて開催することとする。

2 委員の任期は、就任した日から当該日が属する年度の末日までとし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(関係者の出席)

第5条 懇談会の開催にあたり教育長が必要と認めるときは、教育委員会事務局及び関係行政機関の職員等に出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部指導課において処理する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 2 6 日から施行する。